

## 宮城県青少年問題協議会委員の公募について

宮城県では「宮城県青少年問題協議会」を設置し、青少年の指導・育成・保護等に関する総合的施策の樹立について、重要事項の調査審議や関係行政機関相互の連絡調整を図っています。

青少年に関する施策の推進について、県民の皆さまとともに考えていくため、このたび、宮城県青少年問題協議会の委員を募集します。

- 1 募集人数 1人
- 2 募集期間 令和4年9月12日（月）から令和4年10月31日（月）まで
- 3 応募資格

- (1) 宮城県に在住している者
- (2) 令和4年4月1日現在で満18歳以上の者
- (3) 青少年(子ども・若者)の指導・育成・保護等の推進に関心を有する者
- (4) 平日に開催される会議（年1,2回程度）に出席が可能である者  
(※ただし、応募の時点で、国又は地方公共団体の常勤職員は応募できません。)

### 4 応募方法

提出書類を作成し、下記宛てに直接持参していただくか、郵送又は電子メールにより応募してください。なお、提出書類は返却いたしませんのであらかじめ御了解願います。

#### (1) 提出書類

- ① 応募用紙
- ② 小論文：「青少年の指導・育成・保護等の推進について」をテーマとして作成したもの（800字以内、様式自由、手書き・パソコン可）

なお、提出書類の様式は、宮城県環境生活部共同参画社会推進課のホームページからダウンロード出来るほか、当課に常置してあります。

#### (2) 提出先

〒980-8570

仙台市青葉区本町3丁目8-1

宮城県環境生活部共同参画社会推進課（宮城県庁13階南側）

電話 022-211-2577

FAX 022-211-2392

電子メール [seisyo9@pref.miyagi.lg.jp](mailto:seisyo9@pref.miyagi.lg.jp)

ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha/kyogikaiboshu.html>

#### (3) 留意事項

- ① 提出書類を直接持参する場合は、募集期間内の開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出先へ持参してください。
- ② 郵送で応募する場合は、募集期間内の消印になるように提出書類を郵送してください。

③ 電子メールで応募する場合は、募集期間内に提出書類が到達するよう送信してください。

5 選考方法 応募資格の確認及び書類審査を通過した応募者について面接を行い、委員を選考します。面接は、令和4年11月下旬を予定しています。

面接の詳細については、応募資格の確認及び書類審査を通過した応募者に御案内します。また、選考結果については、応募者全員に通知します。

6 任期、報酬等

任期は、委嘱日（令和5年1月1日）から2年間となります。

会議に出席の都度、条例で定める報酬及び旅費を支給いたします。